

一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント

「渋谷駅中心地区におけるエリアマネジメントを活用した収益事業による道路維持管理に向けた検証における広告販売管理業務」プロポーザル方式による公募実施要領

1 業務名

渋谷駅中心地区におけるエリアマネジメントを活用した収益事業による道路維持管理に向けた検証における広告販売管理業務

2 本要領の目的

この要領は、一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメントが実施する「渋谷駅中心地区におけるエリアマネジメントを活用した収益事業による道路維持管理に向けた検証における広告販売管理業務」の委託の相手先を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の目的

一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメントでは、持続可能なスキームを目指し、公共空間における屋外広告の検証を実施している。その一体的かつ効果的な広告を目指し、広告の運営体制の構築及び販売管理を構築することを目的とする。

4 業務概要

(1) 業務の項目

- ① 広告運営体制の構築
- ② 広告販売体制の構築

(2) 履行期間

2023年4月1日から2026年3月31日まで。

5 企画提案書の記載要領及び審査基準

(1) 企画提案を求める項目

①業務の執行体制

業務を実施する上での人員配置、経営基盤、過去の業務実績

②広告運営体制および広告販売体制の考え方、手法

運営・実施体制図、販売方法フロー図

③独自提案項目

④業務金額

予想収益、手数料割合

(2) 企画提案書の評価基準

①業務の執行体制

業務に必要とされる十分な人員配置がなされているか。
専門知識や実績を有している人員を配置しているか。
全業務を総括管理する体制が組まれているか。
事業を実施する上で適切な経営基盤を有しているか。
類似事業の経験や知見が豊富で、成果を上げているか。

②広告運営及び広告販売の考え方、手法

渋谷らしい景観形成を見込める考え方、手法となっているか。
持続可能な広告展開の考え方、手法となっているか。
収益の最大化を実現する考え方、手法となっているか。
街全体への広告展開が可能な考え方、手法となっているか。
該当広告の特性を理解し、法規制及び屋外広告物地域ルールを遵守する仕組みとなっているか。

③独自提案項目

②の内容を踏まえた上での独自提案となっているか。

まちへの有益性としての加点要素

新規性及び話題性への加点要素

④業務金額

予想収益

手数料割合

6 参加資格要件

(1) 対象業務について、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所、東京都及び渋谷区における競争入札参加資格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所、東京都、及び渋谷区から指名停止措置又は入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) 総合広告代理店であり、昨年度の売上高が500億円を超えていること。

※プロポーザルの参加者が契約締結までに各号の参加資格のいずれかを満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

7 一般事項

(1) プロポーザルの日程

・企画提案書の提出期限 2022年9月5日（月）18：00（必着）

・審査（プレゼンテーション） 2022年9月7日（水）（時間は別途通知）

※プロポーザル参加者が多数となった場合、審査（プレゼンテーション）に参加できる者を、事前の書類審査で絞り込むことがある。その場合において上記スケジュールを変更するときは、参加者に通知する。

(2) 企画提案書等の提出について

① 提出物

(ア) 企画提案書

上記5「企画提案を求める項目」を漏れなく記載すること。

(イ) 上記6「参加資格要件」(1)(4)を満たしていることを合理的に示す書面

(ウ) 企画提案書の様式

- ・ 正本1部、副本5部を提出すること。
- ・ 用紙等
原則A4サイズとする。
- ・ 枚数制限
企画書一式で10頁以内とする。

② 提出先等

提出期限までに下記提出先へ持参又は郵送により提出することとする。

(提出された企画提案書等は返却しない)

〒150-8511

東京都渋谷区桜丘町31番2号東急桜丘町ビル5階

一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント

電話：03-3461-3821

E-mail: gmeadmin@shibuyaplusfun.com

(3) プレゼンテーションについて

① 実施場所

東京都渋谷区桜丘町31番2号東急桜丘町ビル会議室(予定)

② 注意事項

- ・ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ・ プレゼンテーションは30分(準備、説明20分程度、質疑10分程度)

8 質疑

事前の質疑には原則として回答しない。

9 企画提案の審査

(1) 企画提案は、一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント事務局において審査を行うこととし、提出書類・プレゼンテーションにより最優秀企画提案者を決定するものとする。

(2) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出後の企画提案書の訂正、追加および再提出は認めない。

(5) 著作権は、それぞれの企画提案者に帰属する。

(6) 企画提案者は、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメントが利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)

(7) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を一般社団法人渋谷駅前エリアマ

ネジメントが利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)

(8) 業務委託契約については、企画提案書・プレゼンテーションの内容を審査し、総合的に最も優れたと判断される者を優先交渉権者として契約締結交渉を行う。

(9) 以下の場合には、審査のうえ失格となることがある。

ア 企画提案書に虚偽の記載がある場合

イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

ウ その他、一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント事務局において不適當と認められた場合

(10) 選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。

(11) プロポーザル方式の性質上、企画提案の内容をもって契約するとは限らない。

(12) 一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメントは、プロポーザル手続をいつでも中止することができる。

【問い合わせ先】 一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント事務局 担当：山口、吉田（礼）
電話：03-3461-3821